

第9回 農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月25日 13:30～14:03

場 所 役場庁舎 議場

出席委員（承認印）

1 番 埜田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：柴田委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

8 番 水崎委員
10 番 加茂委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 3月の業務報告について
- (3) 4月の業務予定について

4 議案

- 第1号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 4月25日（木）午後6時00分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第9回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立をお願いいたします。礼。お座りください。 本日、柴田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、12名で定足数に達しております。 それではこれより先は議長の進行をお願いいたします。
議長	それではさっそく総会を進めて参りたいと思います。 まず、日程2の議事録署名委員の指名をいたします。 8番 水崎保好委員、10番 加茂委員 この両名を指名いたします。 続きまして日程3の報告事項に入ります。 (1)の諸般の報告についてですけども、 自分からですね。 先日、18日に全道総会あったわけなんですけども、そこで自分たちの上部団体である北海道農業会議、収支決算が出てきたわけなんですけども、今年度については165万円の赤字ということで、来年は退職者がいるから1,000万円の赤字になるということですね、収入の方は北海道と国から中心になって補助金もらってるんですけども、それもだんだん落ちてきているということで、そしてあと町村会からの負担金があるんですけども、それでもまたってというような形なんですよね。 あとは研修会に講師として出たらその部分の収入があるわけなんですけども、ただこれから先、来年は1,000万円の赤字になるということで。 会長が個人で会員になってるんですけども、そこからは取らないのかというような話もあったんですけども、今年は取らないよと。ただ来年、6年度も取らないということで。切羽詰まった感が非常にないような会議でですね。 数年前から、赤字になるから会長から取れるんだったら取ったほうがいいんでないのというような話は出てるんですけども、これ計算してたらたぶんわかったと思うんですよ。それでもやらなかったということで、本当になんかやきもきするような会議でそういう話し合いをやったのも初めてだったんですけども、今後ですね、多分1万円になるってということなんですかね。
事務局長	出てる数字は5千円だったんですけども、足りないですよ。
議長	217市町村があつてそのうち3町村が農業委員会ないので、そこから1万円なり5千円取ってもたぶん足りないんですけども、そこを自分が公的で出てるのに個人から会費出すのはおかしいんでないかという話も出てたんですけども、ただ全道の会長はやっぱり自らお金を出して身銭を切らないと他の補助をもらってる所も納得できないんでないかという話も出たんですけども、ただ大半は公的で行って身銭を切るのはおかしいんでないかというような話は出たわけですけども、執行部にちょっと考えて任せるわという話で終わったんですけども、ただこれから先赤字になる可能性。で残高が200万でしたっけ。

事務局長	来年３月時点ですね。
議長	貯金ですね。１，０００万補填したら２００万しか残らないというような形で、それから先数年すればまた何人か定年を迎えて莫大な退職金が発生するというような中でこれ、続けていけるのかなというような話なんですけども、ただまあ自分たちはそういったところで会費はたぶん出すことにはなるとは思うんですけども、各町村で考え方を合わせることはちょっと難しいのかなという感じはするんですけども。 また４月１６日に十勝の総会あるんでそこでまた会長・事務局長会議、農業会議が来てまた話し合うんですけど、そこでどういう話になるのか。去年の総会においてはですね、もうみんなで払うしかないよねっていう話で終わったはずなんですけども、今年もまた個人からの会費は免除しますっていうことで、緊張感ないなという感じで。 これから先ちょっとどういうになっていくかわからないんですけども、改革していかないと農業会議やっていけなくなる。ないっていう話にはならないと思うんで。 とりあえず皆さんにご報告ということで。
水崎（勝）委員 議長	公的な人が自費で払うってよくわからない。 会長さんたちの中には互助会で出したらいんじゃないかっていう話も出たし。
水崎（勝）委員 議長	農業会議に話して各市町村にその分出してもらうようにするっていう。普通はそうでしょう。 だけど、北海道の町村会は出せませんからっていう感じがあって。だから直接役場から、交際費か何かから１万円なり５千円なり。そうすれば公的なお金ということで出るので。そのへん他の町村はどういうふうに考えるのか、これからどうなっていくのかわからないけども。ただ上部団体の北海道農業会議はそんなような形でちょっとのんきすぎないか思って話聞いてたんですけども。４月１６日にまた来るので、その時に話はしてもらおうかなと思ってます。 以上です。何かありますか。
委員	（「ナシ」の声）
議長	事務局からありますか。
事務局長	今の件について。まだ決まりではないんですけども、今会長からお話ありましたけども、中札内としては公費で払うべきだなと考えています。ただ町村によって考え方がバラつきがあるということで。ある程度農業会議の方でも指導的に方向性持って行かないとまとまらないのかなという感想を持ちました。
議長	これからどういうふうに進んでいくのか。何かあれば報告させてもらいます。

事務局長	それでは、（２）３月の業務報告 及び （３）４月の業務予定について、事務局から説明願います。 （２）３月の業務報告についてですが、 ５日議会が開会され、出羽会長から農業委員会の執行方針を述べていただいています。１８日北海道農業会議の総会に出羽会長が出席、同日の農民同盟総会には埤田代理に出席いただいています。 総会終了後、全員協議会を開催したいと思っています。 次に（３）４月の業務予定についてですが、 １０日農協第７７回総会に出羽会長出席いたします。 １６日開催予定の地区別農業委員会会長・事務局長会議、農委連総会・事務局協議会に出羽会長、野原出席予定です。 ５月上旬に担い手育成センター総会、地域担い手育成総合支援協議会総会が予定されています。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号 合意解約通知の成立状況の確認について 合意解約の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	議案４ページをご覧ください。 番号１番です。 貸主は、鳥倉雅人さんで、借主は、（有）道見農場です。 中段をご覧ください。令和５年１月１日から農用地利用集積計画により賃貸借をしていましたが、令和６年３月８日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされており、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号 合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。
	続いて、合意解約の番号 2 番について事務局から説明願います。
事務局長	番号 2 番です。 貸主は、中山國雄さんで、借主は、碓井孝樹さんです。 下段をご覧ください。 令和 6 年 1 月 1 日から農用地利用集積計画により賃貸借をしていましたが、令和 6 年 3 月 8 日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 2 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 2 番は、原案どおり可決決定されました。
	続いて、合意解約の番号 3 番について事務局から説明願います。
事務局長	番号 3 番です。 貸主は、中山國雄さんで、借主は、(株)鎌田農園です。 中段をご覧ください。令和 6 年 1 月 1 日から農用地利用集積計画により賃貸借をしていましたが、令和 6 年 3 月 8 日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第 1 号 合意解約の番号 3 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 3 番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号 4 番について事務局から説明願います。
事務局長	番号 4 番です。 貸主は、（有）栄農場で、借主は、阿部敏博さんです。 下段をご覧ください。令和 3 年 1 2 月 2 8 日から農地法第 3 条により賃貸借をしていましたが、令和 6 年 3 月 8 日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりしますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第 1 号 合意解約の番号 4 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 4 番は、原案どおり可決決定されました。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、 （1）所有権移転の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 6 ページをご覧ください。所有権移転の番号 1 番です。 （有）栄農場の農地を阿部 敏博さんが購入する案件です。 土地の所在は、栄東 1 線 2 7 4 番 1 のほか、合計 8 筆、65,836.00 m²です。 売買価格は、1 0 アール当たり 2 5 万円で総額 1,650 万円です。 7 ページが位置図で、8 ページが地番図となっています。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 1 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

	説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	所有権移転の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。
	3 番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	5 番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 所有権移転の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 2 号 所有権移転の 1 番は、原案どおり可決決定されました。
	(2) 使用貸借権設定の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 9 ページをご覧ください。使用貸借権の番号 1 番です。 飯田俊一さん所有の農地を息子の飯田隆大さんへ使用貸借する案件です。 土地の所在は、中札内西 1 線 2 0 9 番 4 のほか、合計 5 筆、5,834 m ² です。 使用貸借期間は、許可の日から令和 1 6 年 1 2 月 3 1 日までです。 議案 1 1 ページに位置図を、1 2 ページに地番図をお付けしております。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 2 ページのとおり農地法第 3 条 第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	使用貸借権の番号 1 番について地区担当委員の意見を求めます。
	1 番 埜田代理 何か補足などありませんか。
埜田代理	ありません。

議長	2 番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。
	議案第 2 号 (2) 使用貸借権の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 2 号 (2) 使用貸借権の 1 番は、原案どおり可決決定されました。
	次に (2) 使用貸借権設定の番号 2 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 9 ページをご覧ください。使用貸借権の番号 2 番です。 佐々木法子さん所有の農地を (有) 元札内農場へ使用貸借する案件です。 土地の所在は、元札内西 1 線 3 0 4 番 1 4 の 1 筆、12,326 m ² です。 使用貸借期間は、許可の日から令和 1 6 年 1 2 月 3 1 日までです。 議案 1 3 ページに位置図を、1 4 ページに地番図をお付けしております。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	使用貸借権の番号 2 番について地区担当委員の意見を求めます。
	8 番 水崎保好委員 何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。
議長	私も確認しましたが特にありません。
	それでは、使用貸借権の番号 2 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。

	議案第２号（２）使用貸借権の番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号（２）使用貸借権の２番は、原案どおり可決決定されました。 次の使用貸借権設定の番号３番と４番については、水崎保好委員、水崎勝秀委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。暫時休憩いたします。 （水崎保好委員、水崎勝秀委員退席）
議長	会議を再開いたします。 それでは（２）使用貸借権設定の番号３番について事務局から説明願います。
事務局長	議案１０ページをご覧ください。使用貸借権の番号３番です。水崎勝秀さん所有の農地を水崎保好さんへ使用貸借する案件です。土地の所在は、西札内２番１３のほか、合計４筆、38,240㎡です。使用貸借期間は、許可の日から令和９年１２月３１日までです。議案１５ページに位置図を、１６ページに地番図をお付けしております。なお、本案件は別紙でお配りしている調査書４ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号３番について地区担当委員の意見を求めます。 ６番 鈴木委員 何か補足などありませんか。
鈴木委員	ありません。
議長	私も確認しましたが、特に問題ありません。 それでは、使用貸借権の番号３番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号３番について、原案どおり可決決定する

	ことに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第２号（２）使用貸借権の３番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用貸借権設定の番号４番について事務局から説明願います。
事務局長	議案１０ページをご覧ください。使用貸借権の番号４番です。 水崎保好さん所有の農地を水崎勝秀さんへ使用貸借する案件です。 土地の所在は、西札内２番１８４のほか、合計８筆、38,240㎡です。 使用貸借期間は、許可の日から令和９年１２月３１日までです。 議案１５ページに位置図を、１６ページに地番図をお付けしております。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書５ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号４番について地区担当委員の意見を求めます。 ６番 鈴木委員 何か補足などありませんか。
鈴木委員	ありません。
議長	私も確認しましたが、特に問題ありません。 それでは、使用貸借権の番号４番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第２号（２）使用貸借権の４番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 (水崎保好委員、水崎勝秀委員着席)
議長	会議を再開いたします。

事務局	議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について、番号１番について事務局から説明願います。 議案１７ページをご覧ください。番号１番です。 鳥倉雅人さんの所有農地に、隣接する駐車場の増設のため菓子製造会社(株)ふきのうとうによる永久転用の許可申請です。 土地の所在は、常盤西３線２４５番１の１筆、10,130㎡です。 工事期間は、許可の日から令和６年７月３１日までです。 議案１８ページに位置図を、議案１９ページに地番図を、２０ページに転用部分の配置図をお付けしております。 また、別紙でお配りしている資料 調査書６～８ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の除外手続きについては、議案２１ページ、２２ページのとおり令和６年３月５日付で除外手続きが完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、佐藤委員、加茂委員が行っております 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。
3番 佐藤委員	何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
10番 加茂委員	何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、議案第３号、番号１番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、

事務局	利用権移転の番号 1 番について、事務局から説明願います。 議案 2 3 ページをお開きください。 今回の案件は、利用権移転 2 件です。 議案の 2 4 ページをご覧ください。利用権移転の番号 1 番です。 小山秀樹さんが竹田百合子さん・通子さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの小山陣さんに移転する案件です。 土地の所在は、東戸蔭東 5 線 1 4 0 番 1 ほか、合計 1 4 筆、46,422 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 3 月 2 6 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借で、借賃は年額 322,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 続いて、利用権移転の番号 2 番について、事務局から説明願います。
事務局	議案の 2 4 ページをご覧ください。利用権移転の番号 2 番です。 小山秀樹さんが松村正彦さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの小山陣さんに移転する案件です。 土地の所在は、東戸蔭東 6 線 1 5 2 番 1 の 1 筆、27,224 m²の農地です。 期間は、令和 6 年 3 月 2 6 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借で、借賃は年額 217,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号 2 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 (１) 農地のあっせんについて 賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	今月は、賃貸借のあっせん申出が１件となります。 議案の２５ページをご覧ください。賃貸借の番号１番です。 土地所有者は、共栄の中山國雄さんで、土地の所在は、共栄東３線１３３番 ８の他、合計７筆、126,373㎡の農地です。 ２６ページに位置図を、２７ページに地番図をお付けしております。 説明は以上です。
議長	ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 １番 埤田代理、２番 八田委員、４番 内田委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 次に日程５の協議事項に入ります。 協議事項(２)その他については、事務局からないようですので、 皆さんから何かございますか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	それではないようですので、 続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、４月２５日（木）午後６時００分、 ４月と９月と１０月は夜間で開催させていただきまして、来月は午後６時０ ０分から開催させていただきます。 役場庁舎・会議室でお願いいたします。
議長	次回の総会は、４月２５日木曜日の午後６時００分からということで、 開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他、皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第９回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１４時０３分閉会）

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和６年３月２７日

議 長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）